

# 事業計画（茨城県神栖市）

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

市内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

### ② 堤防高

被災前の現況高へ復旧予定  
茨城沿岸：T.P+3.6（対象：高潮）

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年7月に策定<sup>※1</sup>済み。

これに基づく本復旧工事については、平成24年5月に工事着工<sup>※2</sup>予定であり、計画的に復旧を進め平成24年12月の工事完了を目指す。

※1 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年6月までに復旧する施設の詳細計画<sup>※</sup>を策定した。

※ 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての被災した地区海岸において、本復旧工事の着工<sup>※</sup>を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約をもっていう。

### ⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

**海岸保全施設の復旧にかかる事業計画**

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
神栖市	鹿島港 日川	7,385	護岸、突堤	3.60	3.60	—	H23.6	H23.7	策定済み	H24.5	着工予定	H24.12	完了予定	・施工準備(設計 等)	本工事	

## 2. 河川対策

### 【国管理河川（利根川）】

- ① 利根川<sup>※1</sup>では、神栖市で14箇所（利根川では245箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、全ての箇所において被災前の堤防形状までの応急対策を完了済。平成24年3月末時点で9箇所について、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了済。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの5箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を完了予定。
- ③ 今後津波の遡上が想定される区間の堤防整備については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図り検討を行っていく。また、同区間について、樋管の機能が確実に発揮されるよう、耐震化及び遠隔操作化の対策を矢田部地区等で実施。
- ④ 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成24年出水期には問題のないことを確認した段階で、元の水準まで引き上げる予定。
- ⑤ 平成23年度における成果  
堤防で被災した箇所のうち、
  - ・平成24年3月末までに、9箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保し、本復旧を完了
  - ・残りの5箇所の全てについても本復旧工事に着手。今後津波の遡上が想定される区間における太田地区について、樋管の遠隔操作化を平成23年度中に完了済。
- ⑥ 平成24年度の成果目標  
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準を確保する本復旧を完了予定。  
今後津波の遡上が想定される区間における矢田部地区等について、樋管の耐震化、遠隔操作化を実施し、矢田部地区等の樋管の耐震化、遠隔操作化については平成24年度中に完了予定。

### 【国管理河川（霞ヶ浦）】

- ① 霞ヶ浦<sup>※1</sup>では、鹿嶋市で26箇所（霞ヶ浦では173箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、全ての箇所において被災前の堤防形状までの応急対策を完了済。平成24年3月末時点で13箇所について、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了済。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの13箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を完了予定。
- ③ 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成24年出水期には問題のないことを確認した段階で、元の水準まで引き上げる予定。
- ④ 平成23年度における成果  
堤防で被災した箇所のうち、
  - ・ 13箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保し、本復旧を完了
  - ・ 残りの13箇所の全てについても本復旧工事に着手。
- ⑤ 平成24年度の成果目標  
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準を確保する本復旧を完了予定。

※1 位置図を参照

### 【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系利根川水系<sup>※1</sup>の市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、2箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を実施。  
本復旧については、平成23年度内に、設計・地元調整等の施工準備が整った全2箇所<sup>※2</sup>で着手済。  
なお、神栖市には県管理河川はない。
- ② 平成24年出水期（6月頃～）までに、全2箇所の本復旧を完了予定。
- ③ 平成23年度における成果
  - ・ 全箇所（2箇所）で災害査定を完了

- ・全箇所（2箇所）で本復旧に着手

④ 平成24年度の成果目標

- ・本復旧の完了予定は、以下の通り  
出水期（6月頃～）まで：全2箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる



### 3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 柳川、植松
- ② 海岸防災林の防潮工 10m、林帯 0.1 h a が被災。
- ③ 防潮工の本復旧については、今年度中に着し、概ね 2 年での完了を目指す。  
(保全対象：国道 5 1 号線、柳川集落、植松集落、農地)

## 4. 漁港

### ① 被害状況

漁港数：2 漁港

被災漁港数：1 漁港

### ② スケジュール

神栖市内の被災漁港である波崎漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成27年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

## 5. 復興まちづくり

### (1) 学校施設等

#### ① 幼稚園・小中高等学校等

##### (i) 公立学校

###### <神栖市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した2校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる横瀬小学校、波崎第二中学校の2校については、平成23年度に事業着手しており、横瀬小学校は平成24年9月の復旧完了を目標とし、波崎第二中学校は平成23年度に復旧を完了した。

###### <県立学校>

神栖市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設災害復旧に係わる国庫補助に申請した1校については、比較的軽微な被害であったため、平成23年度に復旧が完了した。

#### ② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

##### <神栖市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した4施設について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる神栖市文化センター、神栖市立中央図書館の2施設については、平成23年度に復旧を完了した。
- 甚大な被害を受けた海浜運動公園、高浜運動広場の2施設については、平成23年度に事業着手しており、平成25年3月の復旧完了を目標とする。

## 6. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、市内2箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ② 最大震度6弱を観測した神栖市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

## 7. 液状化対策

- ① 地区名：鰐川・掘割1,2丁目地区、掘割3丁目地区、豊田・昭田地区、  
深芝・平泉地区、深芝南・平泉東地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討を開始。  
今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標  
液状化被害の著しい18地区の内、特に住宅被害の多い5地区について、他の地区に先行して液状化対策の事業計画を作成する。また、地質・測量調査、対策工法・整備手法等の検討を実施するとともに、アドバイザー会議の開催、地権者等の合意形成を行う。

## 8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 21 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。ただし、瓦、コンクリート、石膏ボード、サイディングボード、津波漂着物、液状化土砂は現在も受け入れを行っているため、それらに関する受け入れの期限は 10 月 27 日現在未定である。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く）の解体の対象の建築物はない。  
損壊した公物の解体については、平成 23 年度は液状化等による道路等の整備事業を優先する必要がある、解体等に必要となる人員の確保が困難であることから、平成 24 年度に必要な人員を確保した上で解体事業に着手し、遅くとも平成 24 年 12 月までに解体を完了する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、瓦、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。